



長野県報

12月11日(木)
令和7年
(2025年)
第667号

目次

告示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務休止の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出（地域福祉課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（7件）（森林づくり推進課）	3
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6

公告

特定調達契約に係る一般競争入札（健康福祉政策課）	7
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・IT振興課）	9
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（3件）（産業立地・IT振興課）	10
県営土地改良事業変更計画の概要等（農地整備課）	13
特定調達契約に係る落札者の決定（契約・検査課）	13
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	14
土地改良区役員の就退任の届出（3件）（農地整備課）	14
特定調達契約に係る落札者の決定（道路建設課）	15
特定調達契約に係る一般競争入札（4件）（水道・生活排水課）	15

告示

長野県告示第510号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和7年12月11日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
池田薬局	小県郡青木村田沢12-2	令和7年10月1日
とこしえ歯科医院	安曇野市穂高有明7550-7	令和7年10月1日
アメリカンドラッグ飯山本町薬局	飯山市飯山本町1180-1	令和7年11月1日

地域福祉課

長野県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和7年12月11日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
社会医療法人大西会 千曲中央病院	千曲市大字杭瀬下58	社会医療法人大西会 千曲中央病院	医療法人財団大西会 千曲中央病院	令和7年10月1日
社会医療法人大西会 千曲中央病院（歯科）	千曲市大字杭瀬下58	社会医療法人大西会 千曲中央病院（歯科）	医療法人財団大西会 千曲中央病院	令和7年10月1日

地域福祉課

長野県告示第512号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

令和7年12月11日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
天野歯科医院	駒ヶ根市中沢12157-1	令和7年9月1日
中央歯科医院	佐久市中込東中原3113-3	令和7年2月1日

地域福祉課

長野県告示第513号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和7年12月11日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
池田薬局	小県郡青木村大字田沢字小山下12-2	令和7年9月30日
有限会社菅沼薬局	飯田市鼎中平1995-27	令和7年9月30日
あけぼの歯科医院	伊那市西町4918-5	令和7年10月15日

地域福祉課

長野県告示第514号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年12月11日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

駒ヶ根市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

駒ヶ根市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第515号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年12月11日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第516号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年12月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南佐久郡川上村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
川上村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第517号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年12月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡箕輪町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
箕輪町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第518号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年12月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松川町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第519号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年12月11日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上水内郡小川村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小川村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第520号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年12月11日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上水内郡飯綱町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯綱町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第521号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年12月11日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

上伊那郡中川村葛島1879の5・2221の5・2222の5・2225の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県上田建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和8年1月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年12月11日

長野県上田建設事務所長 片桐 剛

1 路線名 長野菅平線

2 供用を開始する区間

上田市菅平高原1223番の1448地先から

上田市菅平高原1223番の2918地先まで

3 供用を開始する期日 令和7年12月11日

道路管理課